令 和 ８ 年

綾瀬市議会１２月定例会議案

綾　瀬　市

目　　次

番　号	題　　名	ページ
議　案		
７０	綾瀬市高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例	5
７１	綾瀬市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	6
７２	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	7
７３	工事請負契約の変更について（令和７年度綾瀬市立綾瀬中学校Ａ棟空調設備機能復旧工事（機械））	8
７４	指定管理者の指定について（綾瀬市落合ふれあいの家）	9
７５	指定管理者の指定について（綾瀬市障害者自立支援センターばらの里）	１０
７６	指定管理者の指定について（綾瀬市障害者自立支援センター希望の家）	１１
７７	指定管理者の指定について（綾瀬市立中央公民館早園コミュニティプラザ）	１２
７８	指定管理者の指定について（綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設等）	１３
７９	市道路線の廃止について（市道１号線）	１４
８０	市道路線の廃止について（市道３号線）	１５
８１	市道路線の廃止について（市道５号線）	１６
８２	市道路線の廃止について（市道７号線）	１７
８３	市道路線の廃止について（市道１０号線）	１８
８４	市道路線の廃止について（市道１２号線）	１９
８５	市道路線の廃止について（市道１３－１号線）	２０
８６	市道路線の廃止について（市道１４－１号線）	２１
８７	市道路線の廃止について（市道１３８号線）	２２
８８	市道路線の廃止について（市道２２９号線）	２３
８９	市道路線の廃止について（市道３２５号線）	２４
９０	市道路線の廃止について（市道３２５－２号線）	２５
９１	市道路線の廃止について（市道９１１号線）	２６
９２	市道路線の廃止について（市道９１１－４号線）	２７

９３	市道路線の廃止について（市道９１３－１号線）	２８
９４	市道路線の廃止について（市道９１３－２号線）	２９
９５	市道路線の廃止について（市道９１３－３号線）	３０
９６	市道路線の廃止について（市道９５０号線）	３１
９７	市道路線の廃止について（市道１２１７号線）	３２
９８	市道路線の廃止について（市道１２５８号線）	３３
９９	市道路線の廃止について（市道１５５２－１号線）	３４
１００	市道路線の廃止について（市道１５５８－１号線）	３５
１０１	市道路線の廃止について（市道１５７３－１号線）	３６
１０２	市道路線の廃止について（市道１６２９－１号線）	３７
１０３	市道路線の廃止について（市道１６２９－２号線）	３８
１０４	市道路線の廃止について（市道１７１６号線）	３９
１０５	市道路線の認定について（市道１級１号線）	４０
１０６	市道路線の認定について（市道１級２号線）	４１
１０７	市道路線の認定について（市道１級３号線）	４２
１０８	市道路線の認定について（市道１級４号線）	４３
１０９	市道路線の認定について（市道２級１号線）	４４
１１０	市道路線の認定について（市道２級２号線）	４５
１１１	市道路線の認定について（市道２級３号線）	４６
１１２	市道路線の認定について（市道２級４号線）	４７
１１３	市道路線の認定について（市道２級５号線）	４８
１１４	市道路線の認定について（市道２級６号線）	４９
１１５	市道路線の認定について（市道２級７号線）	５０
１１６	市道路線の認定について（市道２級８号線）	５１
１１７	市道路線の認定について（市道２級９号線）	５２
１１８	市道路線の認定について（市道２級１０号線）	５３
１１９	市道路線の認定について（市道１３－３号線）	５４
１２０	市道路線の認定について（市道１３８－３号線）	５５
１２１	市道路線の認定について（市道２２９－３号線）	５６
１２２	市道路線の認定について（市道１２１７－１号線）	５７
１２３	市道路線の廃止について（市道１０３５号線）	５８

１２４	市道路線の認定について（市道１０３５－１号線）	５９
１２５	令和８年度綾瀬市一般会計補正予算（第３号）	別　冊
１２６	令和８年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	別　冊
１２７	令和８年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	別　冊
１２８	令和８年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第２号）	別　冊

報　告

９	専決処分の報告について（綾瀬市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例）	６０
１０	専決処分の報告について（綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例）	６２

第７０号議案

綾瀬市高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例

綾瀬市高齢者デイサービスセンター条例（平成１７年綾瀬市条例第２２号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

公設の老人デイサービスセンターの見直しに伴い、綾瀬市高齢者デイサービスセンター条例を廃止いたしたく提案するものであります。

第７１号議案

綾瀬市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童クラブ条例（平成２７年綾瀬市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表ながぐつ放課後児童クラブの項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

ながぐつ放課後児童クラブを廃止するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

第７２号議案

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和３７年綾瀬町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の管理に関する事項を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

第７３号議案

工事請負契約の変更について

令和７年度綾瀬市立綾瀬中学校Ａ棟空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を次のとおり変更します。

１　請　負　契　約　者　勝栄・協進特別共同企業体
代表構成員
神奈川県高座郡寒川町田端１１７７番地
株式会社勝栄工業
代表取締役　中内　靖修

２　変更前請負契約金額　３３３，３００，０００円
変更後請負契約金額　３３７，９１０，１００円

３　変　更　理　由　公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が生じたため

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

令和７年１１月２７日に議会の議決を経た令和７年度綾瀬市立綾瀬中学校Ａ棟空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

第７４号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

１　管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名　称　綾瀬市落合ふれあいの家

(2) 所在地　綾瀬市落合南１丁目３番３３号

２　指定管理者の名称及び所在地

(1) 名　称　落合地区社会福祉協議会

(2) 代表者　会長　永石　一矢

(3) 所在地　綾瀬市落合南１丁目３番３３号

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

綾瀬市落合ふれあいの家の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

第７５号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

１　管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名　称　綾瀬市障害者自立支援センターばらの里

(2) 所在地　綾瀬市深谷南２丁目７番２号

２　指定管理者の名称及び所在地

(1) 名　称　社会福祉法人県央福祉会

(2) 代表者　理事長　柴田　琢

(3) 所在地　大和市柳橋５丁目３番地１

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

綾瀬市障害者自立支援センターばらの里の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

第７６号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

１　管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名　称　綾瀬市障害者自立支援センター希望の家

(2) 所在地　綾瀬市寺尾南２丁目３番３９号

２　指定管理者の名称及び所在地

(1) 名　称　社会福祉法人県央福祉会

(2) 代表者　理事長　柴田　琢

(3) 所在地　大和市柳橋５丁目３番地１

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

綾瀬市障害者自立支援センター希望の家の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

第７７号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

１　管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名　称　綾瀬市立中央公民館早園コミュニティプラザ

(2) 所在地　綾瀬市早川２９３４番地２

２　指定管理者の名称及び所在地

(1) 名　称　ＫＰＢ・オーエンスグループ

(2) 代表者　株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役　橋本　鉄司

(3) 所在地　東京都千代田区神田小川町１丁目２番地

３　指定の期間

令和９年３月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

綾瀬市立中央公民館早園コミュニティプラザの管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

第７８号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

１　管理を行わせる施設の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
綾瀬市民スポーツセンター	綾瀬市深谷上３丁目６番１号
本蓼川テニスコート	綾瀬市本蓼川２８４番地
蓼川スポーツ広場	綾瀬市蓼川３丁目１４４８番地
早川城山多目的広場	綾瀬市早川城山４丁目３番１
綾瀬スポーツ公園	綾瀬市本蓼川３４５番地
光綾公園多目的フィールド	綾瀬市深谷上４丁目５２３４番地

２　指定管理者の名称及び所在地

(1) 名　称　ミズノグループ

(2) 代表者　美津濃株式会社

代表取締役　水野　明人

(3) 所在地　大阪府大阪市中央区北浜４丁目１番２３号

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設等の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

第７９号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1号線	深谷字出口 5771番69地先	蓼川三丁目 1485番1地先	1270.3	8.0 ～19.7	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８０号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 3号線	小園字稲荷谷 1534番1地先	吉岡字神崎 3311番1地先	6338.3	5.3 ～23.2	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８１号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 5号線	吉岡字北山 1293番1地先	吉岡字新道向 457番1地先	1834.3	6.0 ～33.7	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８２号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 7号線	大上一丁目 5454番1地先	深谷字山王塚 5320番1地先	952.8	9.5 ～16.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８３号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 10号線	寺尾西三丁目 1082番4地先	深谷字四ツ谷 3936番2地先	2284.2	8.5 ～16.9	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８４号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 12号線	深谷上三丁目 4450番2地先	早川字市兵衛谷 2931番1地先	1966.1	8.0 ～28.1	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８５号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 13-1号線	深谷上一丁目 6番4地先	深谷上六丁目 4659番15地先	722.0	5.0 ～15.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８６号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 14-1号線	深谷中二丁目 1番1地先	深谷中三丁目 3346番5地先	667.6	4.5 ～17.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８７号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 138号線	寺尾北二丁目 2379番3地先	寺尾台二丁目 2120番2地先	1380.6	3.2 ～5.5	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８８号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 229号線	小園字稲荷谷 1536番1地先	寺尾北一丁目 2311番2地先	2157.7	2.7 ～14.8	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第８９号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 325号線	小園字上原 1015番1地先	早川字上原 2739番1地先	1457.2	8.9 ～17.6	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９０号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 325-2号線	早川字山王原 2286番1地先	早川字山王原 2305番1地先	246.1	14.0 ～25.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９１号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 911号線	早川字東山 542番1地先	早川字峰山 1335番1地先	897.2	13.0 ～16.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９２号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 911-4号線	早川字東山 525番1地先	早川字東山 642番1地先	308.7	16.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９３号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 913-1号線	深谷中一丁目 1番1地先	深谷上六丁目 4618番4地先	556.7	17.0 ～23.1	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９４号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 913-2号線	深谷字本郷 4618番15地先	深谷字与蔵山下 6472番2地先	884.9	16.0 ～23.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９５号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 913-3号線	深谷字与蔵山下 6578番1地先	本蓼川字新道 450番1地先	457.2	16.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９６号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 950号線	綾西四丁目 1869番136地先	早川字峰山 1319番5地先	815.5	16.0 ～16.5	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９７号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1217号線	吉岡東四丁目 518番65地先	吉岡字新道向 439番1地先	528.7	4.6 ～8.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９８号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1258号線	落合北五丁目 1372番20地先	落合北三丁目 1185番1地先	777.7	5.6 ～23.5	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第９９号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1552-1号線	上土棚中四丁目 2475番1地先	上土棚中五丁目 2009番117地先	973.8	18.0 ～29.8	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第１００号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1558-1号線	早川城山一丁目 3番1地先	早川字東山 641番地先	468.4	12.0 ～15.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第１０１号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1573-1号線	早川城山三丁目 14番18地先	早川城山二丁目 7番1地先	492.4	14.0 ～16.5	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第１０２号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1629-1号線	寺尾本町三丁目 1421番11地先	深谷中六丁目 2010番18地先	3176.6	7.4 ～17.4	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第１０３号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1629-2号線	深谷南一丁目 1473番3地先	上土棚北五丁目 519番1地先	2366.9	6.8 ～18.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第１０４号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1716号線	深谷中二丁目 23番14地先	深谷中一丁目 16番1地先	1178.0	9.9 ～12.9	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第１０５号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1級1号線	寺尾本町三丁目 1421番1地先	上土棚北五丁目 519番1地先	5556.6	6.8 ～21.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１０６号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1級2号線	寺尾北二丁目 2379番1地先	寺尾台二丁目 2200番5地先	1019.9	3.2 ～6.9	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１０７号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1級3号線	小園字北原 1313番5地先	吉岡字新道向 457番1地先	5538.9	3.7 ～31.8	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１０８号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1級4号線	綾西四丁目 1869番136地先	本蓼川字新道 478番1地先	3678.6	13.0 ～40.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１０９号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級1号線	蓼川二丁目 1534番1地先	大上七丁目 5771番69地先	1272.3	7.3 ～19.1	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１０号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級2号線	大上一丁目 5455番1地先	深谷上四丁目 5314番1地先	949.7	9.5 ～26.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１１号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級3号線	寺尾西三丁目 1082番10地先	深谷中二丁目 23番13地先	3471.2	8.5 ～20.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１２号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級4号線	小園字上原 1014番2地先	早川字東山 525番1地先	2520.3	5.4 ～35.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１３号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級5号線	早川字久保 2156番3地先	寺尾南一丁目 4447番2地先	1957.1	8.0 ～28.8	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１４号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級6号線	早川字東山 641番1地先	深谷上二丁目 122番地先	697.8	11.9 ～34.5	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１５号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級7号線	綾西二丁目 1772番81地先	吉岡字神崎 3311番7地先	3040.0	7.6 ～24.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１６号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級8号線	深谷中二丁目 1番1地先	深谷中三丁目 3346番8地先	671.3	4.6 ～29.1	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１７号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級9号線	吉岡字新道向 408番2地先	落合北四丁目 1020番6地先	1024.8	2.4 ～15.2	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１８号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 2級10号線	上土棚中三丁目 2475番1地先	上土棚中五丁目 2009番157地先	983.9	7.8 ～40.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１１９号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 13-3号線	深谷上一丁目 13番32地先	深谷上六丁目 4659番15地先	526.7	4.5 ～10.4	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１２０号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 138-3号線	寺尾台二丁目 2200番5地先	寺尾台二丁目 2120番3地先	358.8	5.5 ～9.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１２１号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 229-3号線	寺尾北一丁目 2292番6地先	小園字北原 1313番5地先	1561.7	2.7 ～15.0	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１２２号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1217-1号線	吉岡東四丁目 518番65地先	吉岡東四丁目 520番22地先	299.0	8.0 ～13.9	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

市道路線の再編成に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第１２３号議案

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1035号線	吉岡字山崎 2582番1地先	吉岡字山崎 2583番地先	44.3	2.6	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第１０条第３項の規定により提案するものであります。

第１２４号議案

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路　線　名	起　　点	終　　点	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	摘　要
市道 1035-1号線	吉岡字山崎 2598番4地先	吉岡字山崎 2582番1地先	24.2	2.6	

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

（提案理由）

道路の払下げに伴い廃止した道路用地のうち、残された道路用地を認定いたしたく、道路法第８条第２項の規定により提案するものであります。

第９号報告

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

㊞

専　決　処　分　書

綾瀬市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例

綾瀬市認可地縁団体に関する印鑑条例（平成２９年綾瀬市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

令和８年９月３０日

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

理　由

地方自治法施行規則の改正に伴い、綾瀬市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。

第１０号報告

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和８年１１月２６日提出

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

㊨

専　決　処　分　書

綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例

綾瀬市下水道条例（昭和５４年綾瀬市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。

令和８年１０月３０日

綾瀬市長　橘　川　佳　彦

理　由

下水道法の改正に伴い、綾瀬市下水道条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。